

6-1. 方向指示器等の点灯方式について(UN-R48 関係)

- 適用範囲

- 自動車※¹に備える方向指示器及び非常点滅表示灯

- ※ 1 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。

- 改正概要

方向指示器の点灯方式については、その全ての光源が同時に点灯する通常の点灯方式以外のものとして、「方向指示器に係る協定規則(第6号)」に規定する連鎖式の点灯方式(複数の光源が連鎖的に点灯する方式)が認められているところです。

今般、「灯火器の取付けに係る協定規則(第 48 号)」の改訂が国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて採択されたことを受け、方向指示器及び非常点滅表示灯の点灯方式について、以下の基準を新たに導入します。

- 自動車の後面に追加で備えることができることとされている方向指示器の点灯方式は、後面への装着が義務付けられている方向指示器と同一でなければならないこととします。
 - また、方向指示器と兼用であることとされている非常点滅表示灯についても、後面に備えるもの全てが同一の方式により点灯するものでなければならないこととします。

- 改正時期(予定)

平成 30 年 2 月

- 適用時期(予定)

継続生産車：平成 31 年 2 月

